

# 業務委託仕様書①

---

## 1 委託業務名

第5次あさぎり町保健福祉総合計画及び第5次地域福祉計画策定支援業務委託

## 2 本業務の目的

あさぎり町は、町の総合計画に掲げられた「若いまち 豊かなまち そして、幸せを感じるあさぎり町」の実現を目指し、「共に生きる地域づくり」「自立への努力と支援」を基本理念として、平成17年度に「あさぎり町保健福祉総合計画」を策定した。

「第4次あさぎり町保健福祉総合計画」の計画期間が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度を初年度とする「第5次あさぎり町保健福祉総合計画」を策定するにあたり、町民アンケート調査をはじめとする基礎調査の実施、現状把握、課題の抽出、保健福祉の方向性の検討などを実施し、計画を策定することを目的とする。

なおこの保健福祉総合計画は、保健・福祉分野の基本計画として、以下の計画を包括し、一体的なものとして策定する。

(a) 第5次地域福祉計画（令和7年度～令和11年度：5年）

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」

(b) 第5次健康21計画・食育推進計画（令和7年度～令和12年度：6年）

健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」

食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」

(c) 第2次自殺対策計画（令和7年度～令和12年度：6年）

自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」

(d) 子育てゆめぷらん（令和7年度～令和11年度：5年）

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村実施計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」

(e) 障がい者計画（令和7年度～令和11年度：5年）

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」

(f) 成年後見制度利用促進計画（令和7年度～令和11年度：5年）

成年後見人制度利用促進法第14条第1項に基づく「基本的な計画」

(g) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業委計画（令和6年度～令和8年度：3年）

【別冊】

(h) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度：3年）

【別冊】

### 留意事項

- ・計画策定は、「第5次あさぎり町保健福祉総合計画」と (a)第5次地域福祉計画 とする。
- ・(b)(c)は業務委託仕様書②を参照
- ・(d)(e)については別に策定業務委託を行うため、互いに連携、調整を行い策定する。
- ・(f)については新規に①に包含して策定する。
- ・(a)～(f)については、当該業務の中で1冊に綴じた計画書とする。
- ・(g)(h)については別冊で策定されているため、当該保健福祉総合計画策定にあたっては、各計画及び第3次あさぎり町総合計画との整合性を図ること。

### 3 業務期間

委託業務契約を締結した日から令和7年3月31日まで

※業務スケジュールは別紙参照

### 4 委託業務内容

※以下については、第5次保健福祉総合計画・第5次地域福祉計画について適用する。

#### (1) 現状分析及び課題の抽出

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ア 統計資料の把握
- イ 上位計画及び関連計画の動向把握
- ウ 現計画及び関連施策の進捗状況の整理及び分析
- エ 国・県等の動向把握、及び反映

#### (2) アンケート調査

アンケート調査により、住民の意向を把握し、分析・課題抽出などを行う。単純集計のほか、性・年齢別、地域別等の必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、現状や課題などを抽出・把握する。また、計画策定のための基礎資料とすることを目的に、報告書としてとりまとめる。また、アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮すること。なお、アンケートの実施概要については以下の通りである。

#### 【アンケート調査実施概要】

調査対象:町内在住の18歳以上の方から 1,500人 (回収率は 40%を想定している)

#### ア アンケート調査票の設計

- ・調査票のレイアウトは回答者の負担を減らし、回収率を向上させる配慮を行うこと。

#### イ アンケート調査作業に係る作業、費用負担の役割分担は以下のとおりとする。

作業内容	あさぎり町	受託者
調査票原案の検討、調査票の作成、印刷	※1	○

WEBアンケート調査対応、QRコードの作成		○※2
調査対象者抽出	○	
宛名ラベルの作成		○
宛名ラベルの貼付		○
調査票の封入、封緘		○
発送用封筒の作成、印刷		○
返信用封筒の作成、印刷		○
発送、返送に係る郵送料		○
調査票の回収		○
データ入力		○
集計、分析（単純集計、分析上必要なクロス集計）		○
報告書の作成		○
回収済みの調査票の送付（受託者→町）		○

- ※1 調査票を作成するに当たっては、契約時にあさぎり町からアンケート(案)を示し、受託者協議を行った後、策定委員会からの意見を勘案し決定する。
- ※2 アンケート調査票に、QRコードを印刷し、WEB（スマートフォン、タブレット端末）からも回答ができるようにすること。

### （3）計画骨子案・素案の作成

基礎調査分析の結果を踏まえるとともに、会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、骨子案、計画書素案のとりまとめを行う。なお、策定にあたっては、関連計画や既存計画との整合性を図ること。

- ア 基本的方向性の検討
- イ 基本理念、基本目標、計画の評価方法、重点施策及び目標指標等の検討
- ウ 骨子案の作成
- エ 計画書素案の作成
- オ パブリックコメントの実施支援
- カ 計画書の編集、校正、修正

### （4）会議等運営支援

#### ①策定委員会等会議運営支援（4回程度）

- ア 策定委員会への出席、運営支援
- イ 会議資料原稿データ作成
- ウ 会議録の作成（要旨）

※本計画の主担当者が出席すること。

#### ②打ち合わせ

- ア 計画の策定、進行に係る打ち合わせ（適宜実施）
- イ 打合せ録の作成（要約）

※本計画の主担当者が出席すること。

### （6）その他提案

その他計画策定に必要な業務があれば提案すること。

(7) 成果品

ア アンケート調査報告書

A 4判／100 頁程度／表紙・本文 1 色／データ納品

イ 計画書

A 4判／310 頁 程度／表紙 4 色、本文 1 色／150 部

ウ 上記を含む業務に関するデータ一式を記録した電子媒体（CD-ROM等）

(8) 契約上限額 8,407 千円（消費税含む）

## 5 その他

- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。
- ・本業務を遂行するための人員配置については、過去 5 年以内の同種業務を実績として有するものを管理責任者または主担当者として配置すること。また、同じく令和 6 年度に策定することになっている、第 5 次あさぎり健康 21 計画・食育推進計画、第 2 次自殺対策計画の担当者とは、原則、別にすること。
- ・本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。
- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- ・計画等の成果品は、町に帰属し、町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・本仕様書に掲載している業務の全部を第三者に委託してはならない。

第5次あさぎり町保健福祉総合計画及び第5次地域福祉計画策定スケジュール

別紙

